

# 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等 養成施設指定規則の一部を改正する省令

平成11年10月22日

厚生省令第89号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）  
第38条、第44条及び第49条の規程に基づき、社会福祉士

介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則の一  
部を改正する省令を次のように定める。

## 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設  
指定規則（昭和62年厚生省令第50号）の一部を次のよう  
に改正する。

第1条第1項中「職業能力開発大学校」を「職業能力  
開発総合大学校」に改める。

第3条第1項第10号を次のように改める。

10 次に掲げる養成施設等の区分に応じ、それぞれ次  
に定める事項

イ 法律第7条第2号に規定する社会福祉士短期養  
成施設等及び同条第3号に規定する社会福祉士一  
般養成施設等 実習施設の名称、所在地、設置者  
の氏名（法人にあっては、名称）及び設置年月日  
並びに当該施設における実習用設備の概要、実習  
を行う事業の種類 事業所の名称及び所在地、経  
営者の氏名（法人にあっては、名称）並びに開始  
年月日又は実習を行う市町村（特別区を含む。以  
下同じ。）の名称

ロ 法第39条第1号から第3号まで規定する養成施  
設等 実習施設の名称、所在地、設置者の氏名（法  
人にあっては、名称）及び設置年月日並びに当該  
施設における実習用設備の概要又は実習を行う事  
業の種類、事業所の名称及び所在地、経営者の氏  
名（法人にあっては、名称）並びに開始年月日  
第3条第1項第11号中「向う」を「向こう」に改め、  
同条第2項中「同項第10号」を「同項第10号イ又  
はロ」に改め、「掲げる施設」の下に「、事業又は  
市町村」を「設置者」の下に「、当該事業の経営  
者又は当該市町村の長」を加える。

第4条第1項中「同項第10号」を「同項第10号イ若し  
くはロ」に改め、「掲げる施設」の下に「事業若し  
くは市町村」を加え、同条第2項中「の実習施設」

を「に規定する同条第1項第10号イ又はロに掲げ  
る施設、事業又は市町村」に改める。

第5条第1号ホ中「、社会福祉援助技術総論、社会福  
祉援助技術各論 又は社会福祉援助技術各論 を  
教授できる者」を「社会福祉援助技術論又は社会  
福祉援助技術演習を」に、「、社会福祉援助技術現  
場実習を指導できる」を「社会福祉援助技術現場  
実習指導を教授できる」に改め、同号又中「社会  
福祉援助技術現場実習の指導」を「社会福祉援助  
技術現場実習指導」に改め、同号ヲ中「定める施  
設」の下に「又は事業」を加え、「実習施設として」  
を「社会福祉援助技術現場実習に」に改め、同号  
ヲを次のただし書を加える。

ただし、社会福祉援助技術現場実習の一部  
については、社会福祉援助技術現場実習を行  
うのに適当な市町村において行うことができ  
る。

第5条第1号ワ中「実習施設の数は、実習」を「社会  
福祉援助技術現場実習を行う施設又は事業に係る  
事業所の数（市町村において社会福祉援助技術現  
場実習を行う場合にあっては、当該市町村の数を  
含む。）は、社会福祉援助技術現場実習」に改め、  
同号力中「実習施設における実習」を「社会福祉  
援助技術現場実習」に改め、同条第2号イ中「第  
1号」を「前号」に改め、同号チを次のように改  
める。

チ 実習の内容は、別表第3に定めるもの  
以上であること。

第6条第1号ホ中「、社会福祉論」を「社会福祉原論」  
に、「教授できる者、1人は、社会福祉援助技術総  
論、社会福祉援助技術各論 又は社会福祉援助技

術各論Ⅱを教授できる者」を「、1人は、社会福祉援助技術総論又は社会福祉援助技術演習を」に、「、社会福祉援助技術現場実習を指導できる」を「社会福祉援助技術現場実習指導を教授できる」に改め、同号へ中「前条第1号の」を「前条第1号」に改め、同条第2号ロ中「第5条」を「前条」に改める。

第7条第1項第6号中「助産婦又は看護婦」を「保健士、助産婦、看護婦又は看護師」に「介護実習の指導を担当する」を「介護実習指導を教授できる」に改め、同項第10条ホを次のように改める。

ホ 仰臥した状態を上体を起こした状態及び下肢を下げた状態にする性能を有するベット

第7条第1項第11号及び第12号を次のように改める。

11 次に掲げるもののいずれをも介護実習に利用できること。ただし、イに掲げるものにおける介護実習に係る時間数の一割程度については、通所の施設又は事業として厚生大臣が別に定めるものにおける介護実習をもつてイに掲げるものにおける介護実習に代えることができる。

イ 入所の施設として厚生大臣が別に定めるもののうち、原則として設置後3年以上経過したものであつて介護実習を行うのに適当なもの（次号において「入所実習施設」という。）

ロ 身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業又は主として居宅において介護を受ける者若しくは当該者を現に養護する者に必要な援助を行うことを目的とする施設として厚生大臣が別に定めるもののうち、原則として開始後又は設置後3年以上経過したものであつて介護実習を行うのに適当なもの（次号において「居宅介護実習事業等」という。）

12 入所実習施設の数に5を乗じて得た数と居宅介護実習事業等における実習指導者の数との合計数は、介護実習の必要な学生数以上であること。

第7条第1項第13号中「実習施設における実習」を「介護実習」に改める。

#### 別表第1中

社会福祉援助技術総論	60	60
社会福祉援助技術各論Ⅰ（ケースワーク及びグループワークを含む。）	60	60
社会福祉援助技術各論Ⅱ（コミュニティワーク及び社会福祉調査法を含む。）	60	60
社会福祉援助技術演習	60	60
社会福祉援助技術現場実習	270	270

を

社会福祉援助技術論	120	120
社会福祉援助技術演習	120	120
社会福祉援助技術現場実習	180	180
社会福祉援助技術現場実習指導	90	90

に改め、同表の備考を次のように改める。

#### 備考

- 1 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導の履修を免除することができる。
- 2 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第3号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等を卒業した後、入学し、又は入所する者については、心理学、社会学及び法学の履修を免除することができる。

別表第3から別表第6までを次のように改める。

別表第3(第5条、第6条関係)

科 目	時 間 数					
	社会福祉士短期養成施設等			社会福祉士一般養成施設等		
	面接授業	印刷教材による授業	実 習	面接授業	印刷教材による授業	実 習
社会福祉原論				6	162	
老人福祉論				6	162	
障害者福祉論				6	162	
児童福祉論				6	162	
社会保障論				6	162	
公的扶助論				3	81	
地域福祉論				3	81	
社会福祉援助技術論	12	324		12	324	
社会福祉援助技術演習	12	324		12	324	
社会福祉援助技術現場実習			90			90
社会福祉援助技術現場実習指導	5	120		5	120	
心理学				3	81	
社会学				3	81	
法学				3	81	
医学一般論	6	162		6	162	
介護概論	3	81		3	81	
合 計	38	1,011	90	83	2,226	90

- 備考 1 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導の履修を免除することができる。
- 2 精神保健福祉士法第7条第3号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等を卒業した後、入学し、又は入所するものについては、心理学、社会学及び法学の履修を免除することができる。

別表第4(第7条関係)

教 育 内 容		時 間 数	備 考
基礎分野	人間とその生活の理解	120	専門分野の基礎となる内容について教授すること。人権の尊重に関することを含むこと。
専門分野	社会福祉概論(講義)	60	年金、医療保険、公的扶助及び介護保険の概論を含むこと。
	老人福祉論(講義)	60	介護保険法(平成9年法律第123号)に関することを含むこと。
	障害者福祉論(講義)	30	
	リハビリテーション論(講義)	30	日常生活の自立支援及び生活の能力の維持向上の支援を中心とすること。
	社会福祉援助技術論(講義)	30	介護保険法に規定する居宅サービス計画及び施設サービス計画に関することを含むこと。
	社会福祉援助技術演習(演習)	30	
	レクリエーション活動援助法(演習)	60	
	老人・障害者の心理(講義)	60	
	家政学概論(講義)	60	老人及び障害者並びにそれらの家族の家庭生活の支援に必要な栄養、調理、被服及び住居の基礎知識について教授すること。
	家政学実習(実習)	90	

教 育 内 容		時 間 数	備 考
専 門 分 野	医学一般（講義）	90	介護を行うのに必要な人体の構造及び機能並びに公衆衛生の基礎知識並びに医事法規について教授すること。
	精神保健（講義）	30	精神障害者の福祉に関することを含むこと。
	介護概論（講義）	60	保健医療等他分野との連携、職業倫理及び人権の尊重に関することを含むこと。
	介護技術（演習）	150	コミュニケーションの技法並びに住宅設備機器及び福祉用具の活用法を含むこと。
	形態別介護技術（演習）	150	知的障害者及び精神障害者の介護並びに居宅における介護に関することを含むこと。
	介護実習（実習）	450	
	介護実習指導（演習）	90	事例研究を含むこと。
合 計		1,650	

別表第5（第7条関係）

教 育 内 容		時 間 数	備 考
リハビリテーション論（講義）		30	日常生活の自立支援及び生活の能力の維持向上の支援を中心とすること。
レクリエーション活動援助法（演習）		60	
家政学概論（講義）		60	老人及び障害者並びにそれらの家族の家庭生活の支援に必要な栄養、調理、被服及び住居の基礎知識について教授すること。
家政学実習（実習）		90	
精神保健（講義）		30	精神障害者の福祉に関することを含むこと。
介護技術（演習）		120	コミュニケーションの技法並びに住宅設備機器及び福祉用具の活用法を含むこと。
形態別介護技術（演習）		120	知的障害者及び精神障害者の介護並びに居宅における介護に関することを含むこと。
介護実習（実習）		360	
介護実習指導（演習）		30	事例研究を含むこと。
合 計		900	

## 附 則

### （施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

2 この省令の施行の際現に指定を受けている社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等、同条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等並び

に同法第39条第1号から第3号までに規定する学校、職業能力開発校等及び養成施設において社会福祉士又は介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第3条から第7条まで、別表第1及び別表第3から別表第6までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表第6(第7条関係)

教 育 内 容	時 間 数	備 考
老人福祉論(講義)	60	介護保険法に関することを含むこと。
リハビリテーション論(講義)	30	日常生活の自立支援及び生活の能力の維持向上の支援を中心とすること。
老人・障害者の心理(講義)	30	
家政学概論(講義)	30	老人及び障害者並びにそれらの家族の家庭生活の支援に必要な栄養、調理、被服及び住居の基礎知識について教授すること。
家政学実習(実習)	90	
介護概論(講義)	60	保健医療等他分野との連携 職業倫理及び人権の尊重に関することを含むこと。
介護技術(演習)	120	コミュニケーションの技法並びに住宅設備機器及び福祉用具の活用を含むこと。
形態別介護技術(演習)	120	知的障害者及び精神障害者の介護並びに居宅における介護に関することを含むこと。
介護実習(実習)	360	
介護実習指導(演習)	30	事例研究を含むこと。
合 計	930	